

改正

平成29年 5 月26日告示第73号

平成30年 3 月 5 日告示第27号

東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町は、住民活動の拠点となる住民センターの建設、増改築及び備品等の整備を行う場合において、地域の連帯感、共同意識の醸成及び発展に資するため、東吾妻町補助金等に関する規則（平成18年東吾妻町規則第35号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において、区に補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、行政区又は地縁団体（以下「行政区等」という。）が実施する以下の各号に定める事業とする。

- (1) 住民センター建設事業（以下「建設事業」という。）
- (2) 住民センター増改築事業（以下「増改築事業」という。）
- (3) 住民センター備品等整備事業（以下「備品整備事業」という。）

2 前項各号の補助対象経費、補助率及び補助金の額は別表第 1 に定める。

3 備品整備事業については、建設事業又は増改築事業と併せて実施することができる。

4 連続して複数年にわたる場合、事業費の総額を補助対象金額とする。

第 3 条 削除

(事前協議)

第 4 条 補助事業の実施を予定する行政区等は、住民センター整備事業事前協議書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて提出するものとする。ただし、自然災害等により緊急に事業を行う必要が生じ、町長が認める場合は、この限りではない。

(内定)

第 5 条 町長は、前条の協議に基づき事業を内定した場合は、住民センター整備事業内定通知書（様式第 2 号）により当該行政区等宛に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 前条の規定により事業内定を受けた行政区等が、補助金の交付を受けようとするときには、

住民センター整備事業補助金交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請を受けた場合は当該申請書類を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは住民センター整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、行政区等に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 行政区等は、補助金交付申請書を提出した後、事業内容に変更等をするときは、あらかじめ住民センター整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合で、計画変更により事業費に変更が生じたときは、住民センター整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）、その他については、住民センター整備事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により、申請者に承認の通知をするものとする。

（実績報告）

第9条 行政区等は、補助事業完了の日から起算して1月以内に、住民センター整備事業補助金実績報告書（様式第8号）を、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、住民センター整備事業補助金額確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条第2項の通知書を受けた団体等は、速やかに住民センター整備事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の一部又は全部の概算払を受けようとするときは、住民センター整備事業補助金概算払申請書（様式第11号）に、前項に規定する交付請求書を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、当該補助対象事業が確実に完成する見込みがあることを確認でき、かつ、必要があると認められる場合には概算払をすることができる。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助金の交付決定を受け又は補助金の交付を受けた行政区等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定額の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 交付要綱の規定に違反したとき。

(2) 申請書の内容と事実が著しく異なったとき。

2 町長は、補助金の交付決定を取消したときは、補助金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 東吾妻町住民センター建設事業補助金交付要綱（平成18年3月27日告示第9号）及び東吾妻町住民センター増改築事業補助金交付要綱（平成18年3月27日告示第10号）は廃止する。

3 廃止前の東吾妻町住民センター建設事業補助金交付要綱及び東吾妻町住民センター増改築事業補助金交付要綱により整備された事業は、この告示の摘要を受けて整備された事業とみなす。

附 則（平成29年5月26日告示第73号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月5日告示第27号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助の対象		補助率及び補助額
事業	経費	
建設事業	・本工事費（建物の基礎、く体、屋根造作、仕上げ部分の工事及び建物に付設する機器の取付けに要する費用をいう。）	1) 補助率 100分の50 2) 補助限度額 10,000千円（千円未満端数切捨て） 次に掲げる経費は補助対象事業費としない。
	・附帯工事費（電気、ガス、給排水衛生設備の工事に要する費用に限る。）	(1) 建物本体以外に係る工事費（外構工事等） (2) 太陽光発電設備
		(3) 用地の取得及び整地に要する経費

		(4) 事務費及びこれに類する経費
増改築事業	・ 本工事費（建物の基礎、く体、屋根、造作、仕上り部分の工事及び建物に付設する機器の取付けに要する費用をいう。） ・ 附帯工事費（電気、ガス、給排水衛生設備の工事に要する費用に限る。）	1) 補助率 ・ 500万円以下の部分の事業費 100分の35 ・ 500万円を超える部分の事業費 100分の30 2) 補助限度額 3,000千円（千円未満端数切捨て） 次に掲げる経費は補助対象事業費としない。 (1) 建物本体以外に係る工事費（外構工事等） (2) 太陽光発電設備 (3) 用地の取得及び整地に要する経費 (4) 事務費及びこれに類する経費
備品整備事業	・ 管理運営上必要と認められる一般的備品の購入及び修繕 ・ 地域行事の活性化に寄与する備品の購入及び修繕 ・ 防災関連備品の購入及び修繕	1) 補助率 100分の50 2) 補助限度額 500千円（千円未満端数切捨て） 次に掲げる経費は補助対象事業費としない (1) 伝統芸能関連備品の購入及び修繕 (2) 娯楽性の高いもの (3) 必要不可欠でないもの (4) 特定の人しか使わないもの (5) グレードが高いもの

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

東吾妻町長

あて

申請者 行政区等名
代表者 住所

氏名

連絡先 ()

住民センター整備事業事前協議書

このことについて、東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱第 4 条に基づき、下記書類を添えて提出いたします。

記

1 事業計画の内容

事業名	
事業実施場所	東吾妻町大字 番地
事業区分	建設事業 ・ 増改築事業 ・ 備品整備事業
事業実施予定時期	
事業実施理由	

2 総事業費（見込）

3 添付書類

事業費が確認できる書面（見積書等）
事業地の位置図

第 号
年 月 日

様

東吾妻町長

住民センター整備事業内定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業については、下記のとおり内定したので、東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付内定額 円

3 その他

- (1) 内定を受けた事業に着手しようとする場合は、住民センター整備事業補助金交付申請書（様式第3号）を速やかに提出すること。
- (2) 補助金交付申請書の提出前において、事前協議により協議した内容に変更が生じる場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

東吾妻町長

あて

行政区等名

代表者住所

職 氏 名

(印)

年度住民センター整備事業補助金交付申請書

下記のとおり、住民センター整備事業に要する経費に対して補助金の交付を受けたいので、東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業計画の内容

事業名					
事業実施場所	東吾妻町大字		番地		
事業区分	建設事業 ・ 増改築事業 ・ 備品整備事業				
着工予定	年 月 日		完了予定	年 月 日	

3 添付書類

- (1) 収支予算書（別紙1のとおり）
- (2) 行政区等の活動状況調書（別紙2のとおり）
- (3) 設計図又は備品整備内訳書等
- (4) 見積書
- (5) 実施場所の位置図

住民センター整備事業収支予算書

1 収 入

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
町 補 助 金		
一 般 財 源		
住 民 負 担 額		
合 計		

2 支 出

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
補助対象事業費	費	
	費	
	費	
	費	
	費	
	費	
小 計		
補助対象外経費	費	
	費	
	費	
	費	
小 計		
合 計		

支出に係る主な事業費の区分

- 1) 本体工事費
- 2) 屋内配線費
- 3) 給排水設備費
- 4) 備品整備費

行政区等の活動状況調書

1	行政区等名	
2	所在地	〒 東吾妻町大字 番地
3	代表者氏名 及び住所	氏名： 住所： 電話 ()
4	結成年月日	年 月 日
5	人口及び世帯数	人 世帯 (年 月 現在)
6	活動状況	

(1) 組織の規約がある場合は添付すること。

様

東吾妻町長

住民センター整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度住民センター整備事業補助金については、下記のとおり決定したので、東吾妻町補助金等に関する規則（平成18年東吾妻町規則第35号）及び東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱（平成 年東吾妻町告示第 号）第7条の規定により通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 補助金交付の条件

- (1) 補助事業の内容及び経費の配分の変更（町長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この事業にかかる収入、支出を明らかにした帳簿を備え、かつ該当収入及び支出について証拠書類をこの事業終了の翌年から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める条件

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

東吾妻町長 あて

行政区等名

代表者住所

職 氏 名 (印)

年度住民センター整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け申請した事業を下記のとおり変更したいので、東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 当初交付決定額 円

2 変更交付申請額 円

3 変更概要

項 目	変 更 前	変 更 後
事 業 計 画		
変 更 の 理 由		
総 事 業 費	円	円
補 助 金 額	当初交付決定額 円	変更交付申請額 円
事 業 実 施 期 間	開始 年 月 日 完了 年 月 日	開始 年 月 日 完了 年 月 日

4 添付書類

- (1) 住民センター整備事業変更収支予算書（別紙 1）
- (2) 事業内容及び事業費の変更が確認できる関係図書（設計図や見積書等）
- (3) その他

住民センター整備事業変更収支予算書

1 収入

区 分	当初予算額 (円)	変更予算額 (円)	増 減 (円)	摘 要
町 補 助 金				
一 般 財 源				
住 民 負 担 額				
合 計				

2 支出

区 分	当初予算額 (円)	変更予算額 (円)	増 減 (円)	摘 要
補助対象事業費	費			
	費			
	費			
	費			
	費			
	費			
	小 計			
補助対象外経費	費			
	費			
	費			
	費			
	小 計			
合 計				

支出に係る主な事業費の区分

- 1) 本体工事費
- 2) 屋内配線費
- 3) 給排水設備費
- 4) 備品整備費

第 号
年 月 日

様

東吾妻町長

住民センター整備事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更申請について、東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助事業に要する経費 金 円
- 2 補助金変更交付決定額 金 円
- 3 交付の条件

第 号
年 月 日

様

東吾妻町長

住民センター整備事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）について、東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱第8条の規定により承認します。

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

東吾妻町長 あて

行政区等名

代表者住所

職 氏 名 (印)

年度住民センター整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け 号で交付決定のあった標記補助事業が完了したので、東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により報告いたします。

記

1 事業実施経過

事業名			
事業区分	建設事業 ・ 増改築事業 ・ 備品整備事業		
補助対象事業費（実績）			
着工日	年 月 日	完了日	年 月 日
完了検査日	年 月 日		
完了検査立会者			
請負者			
請負金額	出来高 円（当初契約額 円）		

2 添付書類

- (1) 住民センター整備事業収支精算書（別紙 1）
- (2) 事業費の支払いに係る請求書又は領収書の写し
- (3) 請負契約書又は物品購入契約書等の写し
- (4) 完成写真

住民センター整備事業収支精算書

1 収入

区 分	予 算 額 (円)	精 算 額 (円)	増 減 (円)	摘 要
町 補 助 金				
一 般 財 源				
住 民 負 担 額				
合 計				

2 支出

区 分	予 算 額 (円)	精 算 額 (円)	増 減 (円)	摘 要
補助対象事業費	費			
	費			
	費			
	費			
	費			
	費			
	小 計			
補助対象外経費	費			
	費			
	費			
	費			
	小 計			
合 計				

支出に係る主な事業費の区分

- 1) 本体工事費
- 2) 屋内配線費
- 3) 給排水設備費
- 4) 備品整備費

第 号
年 月 日

様

東吾妻町長

住民センター整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度東吾妻町住民センター整備事業補助金について、交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

補助金の額	金	円
-------	---	---

東吾妻町長

あて

行政区等名

代表者住所

職 氏 名

(印)

住民センター整備事業補助金交付請求書（概算払・精算払）

年 月 日付けで交付額確定のあった補助事業について、東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1 事業名

2 請求額 金 _____ 円

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

3 助成金の振込先

ふりがな			
金融機関名			
ふりがな			
口座名			
預金種類	普通・当座	口座番号	

4 添付書類 振込先口座名義及び口座番号記載面の写し

様式第11号 (第11条関係)

年 月 日

東吾妻町長

あて

行政区等名

代表者住所

職 氏 名

(印)

住民センター整備事業補助金概算払申請書

年 月 日付けで交付確定のあった補助事業について、東吾妻町住民センター整備事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり概算払いくださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 申請額 金 円

事業費	助成金	概算払申請額	地区負担額
円	円	円	円

3 理由